

平成三十一年三月十一日付け広島県報（定期）第二十号に登載の広島県告示第百六十九号（港湾法の規定による分区の変更）の一部を次のように訂正する。

土木建築局港湾振興課長

一	ページ		
八	行		
尾道系崎港		誤	
福山港		正	